

第2回さいたま市障害者政策委員会会議録

日 時：令和5年1月18日（水）14：00～16：00

会 場：ときわ会館 5階 大ホール・オンライン

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果速報版について
 - (2) 「コロナ禍における困りごと」事例集について
 - (3) 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 第2回さいたま市障害者政策委員会 次第
- ・ 第2回さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ・ 資料1 さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書速報版
- ・ 資料2 委員ご意見 および 事務局説明（当事者）
- ・ 資料3 集計表（当事者）
- ・ 資料4 アンケート調査票（当事者）
- ・ 資料5 委員ご意見 および 事務局説明（事業所）
- ・ 資料6 集計表（事業所）
- ・ 資料7 アンケート調査票（事業所）
- ・ 資料8 さいたま市障害者総合支援計画2021～2023 概要版
- ・ 資料9 障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～
- ・ 資料10 令和4年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見
- ・ 第2回障害者政策委員会 書面表決意見調書

出 席 者

委 員・・・相浦委員、赤尾委員、岡田委員、片山委員、久慈委員、黒澤委員、駒崎委員※、
小山委員、酒井委員、佐藤委員、佐内委員、高濱委員、遅塚委員、中野委員、
藤崎委員、松永委員、山田委員※、横島委員、渡邊委員※

※書面参加

事 務 局・・・障害政策課、障害支援課、健康増進課、こころの健康センター、福祉総務課、
障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、疾病予防対策課、精神保健課、
総合療育センターひまわり学園総務課、育成課、特別支援教育室

欠 席 者

星委員

1 開 会

(松永委員長)

それでは、定刻となりましたので、令和4年度第2回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。委員長の松永でございます。

本委員会条例第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の委員の出席状況ですが、オンラインでの出席委員が16名、書面での出席委員が4名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。また、会議録及び、会議資料も公開となりますので、各区役所の情報公開コーナーにおいて、公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方3名がオンラインで参加してございます。傍聴を許可することよろしいでしょうか。

～ 委員了承 ～

(松永委員長)

ありがとうございました。

それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは、事前に送付をしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- 1点目 第2回さいたま市障害者政策委員会 次第
- 2点目 第2回さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- 3点目は、書面参加をされる委員の方に御提出いただく、
第2回さいたま市障害者政策委員会 書面表決意見調書

次に

- ・資料1 さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書速報版
- ・資料2 委員ご意見 および 事務局説明 (当事者)
- ・資料3 集計表 (当事者)
- ・資料4 アンケート調査票 (当事者)
- ・資料5 委員ご意見 および 事務局説明 (事業所)
- ・資料6 集計表 (事業所)
- ・資料7 アンケート調査票 (事業所)
- ・資料8 さいたま市障害者総合支援計画2021～2023 概要版
- ・資料9 障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～

・資料10 令和4年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見となります。

続きまして、昨日、事務局よりメールで送付した資料になります。

・資料2 委員ご意見 および 事務局説明（当事者）差替分

・資料5 委員ご意見 および 事務局説明（事業所）差替分

こちらの2点は、お手数をおかけして申し訳ありませんが、事前に案として送付しておりました資料2および資料5とそれぞれ差し替えをお願いします。

次に

・資料3の2 集計表（当事者）追加分

・資料6の2 集計表（事業所）追加分

こちらの2点は、追加資料となります。事前に送付してあります資料3および資料6にそれぞれ追加となります。

差し替え前の資料を除くと、以上15点でございます。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

～ 不足等確認 ～

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

本来ならば聴覚に障害がある方への配慮として、マスクを外してご発言等いただくところでございますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、大変申し訳ございませんが、マスクを着用したままのご発言等をお許しいただきますよう、お願いいたします。

また、本日は、多くの方にオンラインでご参加いただいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

2 議 題（1）次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果速報版について

（松永委員長）

はい、ありがとうございました。

それでは議題に入らせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。

初めに議題（1）次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果速報版について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

はい、障害政策課の増田と申します。

ご説明に入る前に、本日、障害政策課長の竹内が欠席となっていることについてお詫び申し上げます。

もともと出席予定でしたが、やむを得ず、欠席とさせていただきます。申し訳ありません。

障害政策課の久城です。

それでは、ご説明にうつらせていただきます。

それでは、議題1 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果速報版について説明いたします。

はじめに、障害者総合支援計画策定のためのアンケートの実施につきましては、障害者政策委員会及びワーキンググループなどにおいて、大変熱心にご審議いただき、貴重なご意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。

昨年の10月3日から31日にかけて調査を実施し、このたび、調査結果を設問ごとに集計した速報版がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

それでは、資料1「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書速報版」のページを1枚おめくりいただき、目次をご覧ください。

速報版の構成でございますが、1ページから104ページまでに当事者向けアンケートの結果を、105ページから最終ページまでに事業所向けアンケートの結果を掲載しています。

それぞれ、はじめに調査の概要を掲載し、そのあとに調査結果を掲載しております。

まず、当事者向けアンケートからご説明いたします。

3ページの1. 調査の概要をご覧ください。

「(1) 目的」、「(2) 調査期間」、「(3) 調査対象者」、「(4) 配布数及び回収数」を掲載しております。

この中で「(4) 配布数及び回収数」をご覧ください。アンケートの配布数が6,300件に対して、回収数は2,875件、1件白紙回答がありましたので、有効回収数は2,874件となり、回収率は45.6%となりました。

令和元年度に実施した前回アンケートの回収率は46.5%でしたので、前回と比べると回答率が0.9ポイント下がった結果となっております。

調査対象ごとの回収率で見ると、知的調査、精神調査、自立支援、発達障害が低い数字となっております。

まず、精神調査と自立支援については、3年前に行った前回アンケートでも回収率が30%台でした(37.8%)。精神障害の方にとっては、回答することすら難しいという場合が多いということではないかと考えております。

知的調査については、前回は42.3%でした。今回は40.8%ですので少し下がっています。今回のアンケートでは、なるべく答えやすいアンケートになるように文言の見直しを行いました。知的障害の方でも答えやすいかどうかという観点からは、検討が不十分だったかもしれません。

反省点として、次回に引き継ぎたいと考えております。

次に、発達障害についてです。発達障害は、市として対象者の把握をしていないため、関係団体、関係機関を通して配布をしています。表では、配布数200件となっておりますが、これは当事者に配布した数ではなく、関係団体、関係機関に配布した数になります。したがって、200件全部が当事者に配布できたわけではないという点で、他の種別との単純比較はできませんので、ご留意いただければと思います。

前回委員会でご意見をいただきましたが、以前から配布をお願いしておりました発達障害者団体について、参加者が減ってきているとのことで、団体を通じた配布が減ってしまいました。そこで、療育センターや特別支援教育相談センターに配布数を増やしましたが、子どもの発達障害を受容できている

保護者ばかりとは限らないため、配布が難しいという事情があり、このような回収率になっています。

なお、精神科病院の配布数100件についても、発達障害と同様に、当事者に配布した数ではなく、当事者への配布をお願いする医療機関に配布した数となっております。前回34.7%に対し、今回は50%と、15ポイントの増加となっております。精神病床のある医療機関では、お忙しい中、業務外のアンケートの配布をしていただいておりますが、医療機関のその時のご担当者様の繁忙状況にも左右されると思いますので、他の種別や前回アンケートでの回収率との単純比較はできませんので、こちらもご留意いただければと思います。

つづいて、4ページをご覧ください。4ページには、(5) 報告書の見方を掲載しています。

実際の表を見ながらのほうがわかりやすいと思いますので、5ページの表を例としてご説明したいと思います。

全ての設問について、調査対象別クロスという表と各種障害別クロスという表を掲載しています。

下の各種障害別クロスからご説明します。クロス集計というのは、2つの設問をかけあわせた集計になります。例えば、表の左側一番上は、「高次脳機能障害」という項目になります。高次高機能障害があるかどうかを問7で聞いていますので、それとかけあわせた結果を表にしているということになります。医療的ケア、発達障害についても、このアンケートで聞いていますので、同様にかけてあわせた結果を表示しています。なお、発達障害については、知的障害を伴う場合と伴わない場合でニーズや困りごとが違ってくるのではないかと考えましたので、さらに内訳を表示いたしました。

また、委員より、医療的ケアについては、年齢ごとの内訳を確認しないと、医療的ケアを必要とする子供、いわゆる医療的ケア児のニーズが把握できないのではないかと、というご意見をいただきましたので、最終的な調査報告書（以後、簡略して最終版といいます）では、発達障害と同様の形式で年齢ごとの内訳を掲載しようと考えております。

なお、難病又は小児慢性特定疾病については、最終版では削除する予定です。理由は、難病と小児慢性では、対象年齢が異なり、合計した数字を掲載しても意味がないためです。また、次に説明する上の調査対象別クロスから、難病と小児慢性のそれぞれの傾向を把握することができるためです。

それでは、上の調査対象別クロスの表の説明にうつります。

まず、一番上に全体の数字を掲載しています。今回のアンケートで回収した回答は、先ほどご説明したとおり、全部で2,874通になります。一番上の全体の列の一番右に合計の欄がありますが、2,874ということで回収数と一致します。

そして、その内訳ですが、上から2段目が身体障害者という項目になっています。先ほど、クロス集計とは設問と設問のかけあわせと申し上げましたが、ここでは設問とのかけあわせではありませんが、クロスと表現しています。

今回からアンケートを1種類にしましたが、前回アンケートまでの調査結果と経年比較できるように、調査対象者ごとにアンケートの用紙の色を変えて送付または配布しました。資料4をご覧ください。こちらは、黄色の用紙に印刷しています。黄色のアンケートが返送されることで、身体障害者手帳所持者の中から無作為抽出した対象者に送付したものが返ってきたということがわかるようになっていきます。

つまり、調査対象別クロスというのは、色ごとの内訳を掲載したもの、ということになります。アンケートの中に、身体障害者手帳を所持しているかを問う設問がありますが、設問とのかけあわせではないので、ご注意いただければと思います。

次に回答項目の見方についてです。

問1の回答として、3つの選択肢がありました。それぞれの選択肢の件数と割合を、左から順に掲載し

ています。また、回答すべき箇所に回答していなかった件数を無回答の欄に掲載しています。そして、合計を掲載しています。

次に、少し飛びますが、11ページ 身体障害者手帳の等級の表をご覧ください。回答項目の欄に、先ほどと同様に無回答と合計の記載があります。そして、その合計隣に、非該当という項目があります。先ほどの表との違いは、この設問では、全ての回答者に回答してもらっているわけではない、という点です。この表は、身体障害者手帳の等級を掲載したものになりますが、この等級については、その前の設問で障害者手帳を持っていると回答した方だけに、答えてもらっています。したがって、持っていると回答しなかった方、具体的には、10ページの問5の表の、手帳を持っていない、わからない、無回答のそれぞれ件数の合計が11ページの表の非該当の件数となっています。

次に、16ページ 問6の表をご覧ください。この表の回答項目では、無回答の次の項目が、合計ではなく、回答者数となっています。今まで説明した表との違いは、この設問では回答者が2つ以上選択することができる、複数回答という形式になっている、という点です。今まで説明した表では、1つに○をつけてもらうという単一回答という形式でしたので、回答の合計数と回答者数は一致していたのですが、複数回答の場合は、合計数と回答者数は一致しません。そのため、合計ではなく回答者数という言葉にしています。表の中の割合は、この回答者数を分母として計算したものになります。

なお、割合につきましては、小数点第2位を四捨五入して掲載しています。単一回答の設問の場合、割合の合計は100%になるはずですが、小数点以下の端数の処理により、100%にならないことがあります。また、複数回答の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。

各表につきましては、回答者数が最も多い項目に濃い網掛け、2番目に多い項目に薄い網掛けをし、回答いただいた方の要望、傾向がわかるようにしております。

表の見方の説明は以上になります。

委員の皆様からいただいたご意見をもとに、資料1の速報版からデータを修正・追加し、最終版を作成していきます。

最終版の形式について、簡単にご説明します。

最終版では、それぞれの設問について、まず全体についてのグラフを掲載します。これにより、一見して全体の傾向をつかみやすくなると思います。ただし、障害者アンケートでは、全体の数字は、配布数の多い身体障害者や高齢者の回答に引っ張られやすいという傾向があります。紙面の都合上、種別ごとのグラフを掲載することは困難ですが、全体のグラフの見た目に引っ張られることなく、表の中身を見ていくことが重要となると思います。

そして、一部の設問にはなりますが、年齢別や障害部位別、設問と設問をかけあわせたクロス集計の結果を掲載する予定です。具体的には、資料3および資料3の2の集計表から抜粋して掲載する予定です。

報告書の見方の説明は以上になります。

次に、結果についてご説明いたします。

まず、今回のアンケートで、調査票を6種類から1種類にするという大きな変更をしましたので、この点について振り返りたいと思います。

まず、戻っていただいて5ページの表でご説明したいと思います。5ページの上の表、調査対象別クロスをご覧ください。

3年前の前回アンケートまでは、調査対象者ごとにアンケートの内容が異なっておりましたので、このように障害ごとに並べて比較することは一部の設問でしかできませんでした。しかし、今回、アンケート

を1種類に統合し、すべての調査対象者に同じ設問について回答してもらったことで、障害ごとの傾向が比べやすくなりました。

次に下の表をご覧ください。すべての調査対象者に同じ設問について回答してもらったことで、今回はじめて各種障害別クロスの表を作成することができました。市として把握することが困難であった、高次脳機能障害のある方98名、医療的ケアを必要とする方346名の回答についても、はじめて集計することができました。

また、発達障害に関する項目についても、今まで発達障害の方を対象者として調査票を配布し、それについて回答をした方、今回でいうと上の表の発達障害者65名からの回答しか得ることができませんでしたが、全ての調査対象者にも発達障害に関する項目を聞くことができたので、下の表の発達障害349名の回答を、集計することができました。

精神科入院患者に関する設問については、73ページをご覧ください。前回アンケートまでは、精神科入院患者には、精神病床のある病院に依頼することでしか回答を得ることができませんでしたが、すべての調査対象者に同じ設問について回答してもらったことで、病院配布以外の配布で調査票を受け取った方からも、回答をもらうことができました。それにより、従来の方と、上の表の精神科病院入院患者50名についてしか回答を得られなかったところ、今回は、全体で80名からの回答を得ることができました。

アンケートを1種類に統合したことにより、回収率が下がってしまうことを懸念していましたが、先ほどご説明したとおり、0.9ポイントの低下に抑えることができました。メリットを考えると、次回もこのままの形態を維持するべきと思います。

しかし、50%を下回っている状態は、あまり好ましいとは言えないと考えております。設問数が多いと回収率は下がる傾向があるので、アンケート結果を見て、回収率を下げてでも回答を得たいものなのかどうかを検討し、回答を得る意味の薄い設問、は削除を検討すべきと考えています。

具体的には、85ページの間53精神科・神経科・心療内科へ支払う費用を主に負担しているのはどなたであるかを問う設問です。回答結果を見ても想定範囲内であり、聞く意味がないとまでは言えないけれども、回収率を下げてでも回答を得たい結果とは言えないのではないかと考えています。

次に、103ページ 問67 アンケートについて郵送方式とインターネット方式のどちらの方式で回答したいか問う設問です。ここで、資料3 集計表(当事者)をご覧ください。後ろから1枚あけていただいて、73ページになります。こちらに、年齢区分別の集計を掲載しています。39歳までは、インターネット方式が多く、40歳からは郵送方式が多くなっています。全体としては、郵送方式が多いものの、年数の経過とともに逆転することが予測される結果となりました。これにより、インターネット方式を取り入れた方がいいことは明らかになりましたので、この設問の役割を終えたと考え、削除したいと思います。なお、インターネット方式を前向きに検討すべきことは、次回に引き継ぎたいと思います。

個別の結果については、お時間の都合上、全てをご説明することができませんが、かいつまんで説明させていただきます。

まず、62ページ 問35 情報を入手したり、コミュニケーションをとる上で困ることはありますか、という設問ですが、全体としては、「特に困ることはない」との回答が一番高い割合となっております。しかし、障害別に見ていくと、違った結果となっております。知的障害者は「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が一番高い割合です。精神障害者と高次脳機能障害、発達障害の内の療育手帳なし、は「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が一番高い割合です。高次脳機能障害と発達障害、言語障害また全体としても、「難しい言葉や早

口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」との回答も高い割合となっております。また、聴覚障害の方も、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」が一番高い割合となっております。視覚障害の方は、「特に困ることはない」との回答が一番高い割合ですが、「パソコン・タブレット等の使い方がわからない」「読むことが難しかったり複雑な文章表現がわかりにくい（簡単でわかりやすい文章にしてほしい）」との回答の割合も高くなっています。

昨年度、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。職員研修等を通して「自分の思いを伝えることを控えてしまう。」という障害者の現状を伝え、コミュニケーションという場面における障害者への配慮を、より一層進めていく必要があると考えております。

続きまして、67ページになります。67～72ページまでが発達障害に関する設問になっております。67ページの発達障害と診断されたことがあるかどうかを問う設問については、全ての調査対象者から回答を得ています。ここで、重複障害や二次障害の傾向がわかります。68ページからは、発達障害と診断されたことがあると回答した方のみが回答する設問になっています。したがって、全体の回答者数と、各種障害別クロスでの発達障害の回答者数は一致します。この速報版では、68ページ以降も調査対象別クロスと各種障害別クロスを掲載していますが、そもそも発達障害に関する設問なので、発達障害の回答者つまり全体の表示だけで足りるはずです。最終版では68ページの間39から72ページの間42までは、は、全体の数字のみ掲載する予定です。ただし、療育手帳のあり、なしは掲載予定です。必要な情報だけをのせることで、この速報版よりも見やすくなると考えています。

同様に、精神科病院入院患者のみを回答対象としている74ページの間44から84ページの間52、難病又は小児慢性特定疾病患者のみを回答対象としている88ページ 間56から90ページ 間57についても、最終版では、全体のみの数字を掲載する予定です。

続きまして、99ページの「ノーマライゼーション条例」の認知度になります。複数の委員からご意見をいただいている設問になります。残念ながら、前回調査時と同様に、各調査区分ともに「まったく知らない」との回答が高い割合となっております。しかし、前回と比べますと、身体障害者、知的障害者、難病患者、発達障害者では、「まったく知らない」との回答がそれぞれ3ポイント程度減少しました。一方、精神障害者は逆に増えてしまいました。周知啓発について、より一層推進していく必要があると考えております。

次に100ページ 間65 障害者施策に対して望むこと、取り組んでほしいことはありますか、という設問です。全体としては、「医療費の負担軽減」との回答が最も多く、次いで「各種手当（心身障害者福祉手当など）の所得保障の充実」が多くなっています。ここで、年齢別の回答を見たいと思います。資料3 集計表（当事者）をご覧ください。69ページになります。6歳～39歳までの各年齢区分においては、「障害者の就労や雇用施策の充実」との回答も多くなっています。また、5歳以下については「児童発達支援や放課後等デイサービスの整備」との回答が多くなっています。

当事者向けアンケートの説明は、以上となります。

次に、105ページ以降の事業所向けアンケートについてご説明いたします。

107ページの1. 調査の概要をご覧ください。当事者向けアンケートと同様に「（1） 目的」、「（2） 調査期間」、「（3） 調査対象者」、「（4） 配布数及び回収数」、「（5） 報告書の見方」を掲載しております。

この中の「4 配布数及び回収数」をご覧ください。アンケートの配布数が200件に対して、回収数は130件、回収率は65%となりました。

令和元年度に実施した前回アンケートの回収率は62%でしたので、前回と比べると回答率が3ポイ

ント上がった結果となっております。

つづいて、(5) 報告書の見方をご覧ください。

当事者向けアンケートと異なる点が1か所ありますので、109ページの表を例としてご説明します。

109ページの上の表をご覧ください。事業所の経営年数を表にしたものになります。表の一番上の事業所の欄にn=130と記載されています。「n」というのは、各設問の回答者の総数であり、回答率の母数つまり分母をあらわしています。当事者向けアンケートでは、表の中で、「合計」または「回答者数」のどちらかが記載されていましたが、「n」というのは、それと同じ意味になります。事業所向けアンケートでは、回答者数は一律で130になるため、簡略化した「n」という表記をしています。

次に、結果についてです。

委員会に先立って委員の皆様にご意見を伺いましたが、提供しているサービス種類ごとの集計を確認したいというご意見をいただきました。資料6集計表(事業所)にサービス種類を5つに区分分けし、集計したものを掲載しました。そちらもあわせてご確認いただければと思います。

117ページ以降の自由記述については、回答のあったすべての意見を掲載しています。しかし、意見の中に、記入者が特定されてしまう可能性があるものがありました。公開することにより記入者に不利益が生じる恐れのあるため、情報公開コーナーやホームページでの公開する際は、一部削除または修正した上で公開する予定であります。今回配布した速報版については、恐れ入りますが、お取り扱いについてご注意いただきますようお願いいたします。

以上、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果速報版についてご説明させていただきました。

続きまして、資料2及び資料5をご覧ください。

委員の皆様におかれましては、委員会に先立ってご意見を短期間でご提出いただき、誠にありがとうございました。皆様からいただいた意見並びに事務局で課題と感じた点について、資料2及び資料5に掲載いたしました。

本来であれば、すべてのご意見をご説明するところがございますが、先ほどの説明と重複するご意見もございますので、時間の都合により事務局からの説明は割愛させていただきます。

お配りしました資料の内、資料6の2は事業所向けアンケートの速報値に関するご意見、資料5の項番3と4に関連した資料となります。また、資料7は事業所向けアンケートの速報値のもととなるアンケート用紙となります。資料8については、アンケートの速報値をご覧くださいにあたり、現行の障害者総合支援計画の概要版を参考として添付させていただいております。

事務局といたしましては、委員の皆様からいただいたご意見を基に、アンケートの結果の分析を進め、来年度の次期計画策定や各事業の取組に生かしていきたいと考えております。

なお、当事者向けアンケートのその他欄や自由記述式設問の回答につきましては、現在取りまとめを行っております。本日資料として提供することが間に合わず、大変申しわけございません。

回答中に個人情報が含まれておりますので、事務局にて調整の上、次回3月に予定をしております第3回障害者政策委員会には、すべてのアンケート調査結果をまとめた報告書を提示できればと考えております。

また、資料2及び資料5につきましては、委員の皆様へ2回に渡りお送りさせていただいた都合で、2回目の追加分がわかるように資料を作成しておりますが、公開用の資料につきましては、「網掛け」や「追加」の文言を削除して公開させていただきます。他、調査結果報告書速報版についても、個人が特定される内容について修正を行い公開させていただきます。

説明は以上でございます。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

事前に皆さまからご意見をいただいておりますが、重複しても構いませんので、ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

はい、遅塚委員どうぞ。

お願いします。

(遅塚委員)

遅塚でございます。

このような大変な取りまとめをしていただきまた委員から膨大な意見が出たものに対しても丁寧にご対応いただきましてありがとうございます。

最後の最後に来た追加資料についてわからないことがあるので、質問が一つと後で少し意見を述べさせていただきます。

資料6-2、事業者に関する部分の最後に追加できた集計表です。

例えばこれで、職員に対する退職者の割合ということで集計表を作っていただいています。

常勤人数、退職者数とあって、三つ目の欄に件数であるのですがけれども、この意味がわからなくて、というのは、わかりやすいところでいうと次のページの非常勤のページを見ていただくと、非常勤人数の真ん中あたりに非常勤人数5、5、5って三つ並んでいる枠がありますね、ちょうど真ん中あたりに。20%のところですよ。

これを見ると、5人の非常勤のいる事業所で1人お辞めになった方がいるので、20%の退職者で、それが件数が1つというのと、次の行に1つというのと、次に2つというのがあります。

これが5人いて1人辞めて20%の事業所が合計で4つあるのだったらここは人数5、退職者1、件数4で済むんじゃないかと思うのですがけれども、なぜ件数が1、1、2になっているのか。

これが各事業所ごとに全部とりあえず生データ出していただいているのだったら全部1、1、1、1、1のはずなのですが、たまにこの2とか3とか4とかっていう件数が混在しているので、これってどういうことなんだろうかっていうのが一つ目の質問です。

次に意見ですが、全体にわたって一番多いものと2番目のものを色分けしてわかりやすくしていただいているのですがけれども、複数回答の質問項目については、1番でも2番でもなくて、ものすごく率の高いものが結構あるのですよね。

単数回答の場合には、1番多いもの2番目に多いもので主な回答がある程度拾えると思います。

ただ複数回答の場合は、1番2番じゃないものでも非常に多くの割合の方が該当していることがあるので、逆に1番目2番目だけに色がついていると誤解を生じる危険があるかなと思うので、ここは意見のある部分だと思うのですがけれども、ご検討いただければというのが意見です。

最終的には前回と同じように、結果報告書という形でまとめられると思うので、今回非常に委員の意見を取り入れて多くの追加資料いただいているので、まだ何て言うんだろう、大急ぎで作られた粗い表だけなので、最終的にはどう見やすくまとめていただけるかっていうところが、多分問題になってくるので、その辺りはまたまとめていただいたところを見せていただいて、検討すれば良いかなと思っております。

すいません長くなりました。

以上でございます。

(松永委員長)

ありがとうございます。

ではただいまのご質問につきまして、事務局の方は何かご回答ございますか。

(事務局)

はい、事務局です。

一つ目のご質問についてです。

資料6-2の一番最後の3ページの表ですが、先ほど遅塚委員がおっしゃっていただいた、非常勤人数5、5、5、非常勤退職者数1、1、1となっているところは、申し訳ありません、こちらの集計ミスになります。

もともと経営年数別に列を分けていたものを、最終的に経営年数という区分を除いて分けずに集計する予定だったのですが、分けたまま残ってしまったということで、こちらの集計ミスになります。

申し訳ありませんでした。

2つ目のご意見について、複数該当のところは率が多くても色が塗られなくなってしまうというところですけれども、他の委員さんからもご意見いただきまして、複数回答のものとか、選択肢が多いものについては、第3位まで色を付けようと考えております。

第3位まで色をつけてみて、どういう形になるかというのを見て検討しようかなと考えております。

以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

遅塚委員よろしいですか。

(遅塚委員)

はい、ありがとうございます。

そうするとさっきの例で言うと、5人いて1人お辞めになって、20%の事業所が4つあったという単純にそう見ればいいということですね。

わかりました。

この辺りの率については最終的には表示しないという、出ていたかと思うのですが。

まとめると結構見やすくなると例えば非常勤でいうと、お辞めになった方が職員の半分以上がお辞めになった、50から100%の事業所が8ヶ所。

100%以上、常勤職員例えば8人いては本来常勤職員が非常勤職員8人の職場で、でもいろんな方がお辞めになって50・50で年間では9人辞めているとか、100%以上のところは8ヶ所あるとか。

4個分ぐらいにしちゃえば、掲載もできなくはないと思うので事業所規模が余りに例えば入所等ヘルパー事業所では全く分母が違うので、人数は毎年上げているのは構わないのですが、やっぱり何%ぐらいの方が退職されているのかっていうデータの方が重要だと思うので、簡略化した形で可能であれば掲載残すようにご検討いただければありがたいなと思っています。

すいませんでした。

以上です。

(松永委員長)

はい。

ありがとうございます。

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

はい。

藤崎委員どうぞ。

(藤崎委員)

.....

(松永委員長)

音声が出ませんが藤崎委員、すいません。

ミュートではないのですが、音声が出ないですね。

今、ご自宅でしょうか。

会場ではないですよ。

残念ながら藤崎音声聞こえないですね。

はい、誠に申し訳ございません。

この会議の後にでも追って障害政策課の事務局より、個別にご連絡を申し上げますので、障害政策課の事務局の方にご意見を述べていただきたいと思います。

個別で対応させていただきたいと思います。

すいません。

事務局よろしくお願いたします。

はい、他にございますでしょうか。

では黒澤委員お願いたします。

(黒澤委員)

さいたま市手をつなぐ育成会の黒澤と申します。

いつもお世話になっております。

かなり詳細なデータが出てきて、今年のはすごいなと感想を持っております。

数字がたくさん並んでいるので、私もどう読み解いていいのかなってというのはちょっと悩んだところもあったのですが、皆さん123の数字が多い方に気になっている方が、私も含めて多いと思うのですが、ちょっと気になったところで、数字の少ない部分なので。

最初のところにいろんな、生活の状態を聞いてらっしゃるのですが、ほとんど家族の方が介護して、ケアラーは家族でということになっているのですが、他のヘルパーとしているこれは使ってらっしゃる周りの方たちを見て増やされてないという。

すいません、大丈夫ですか。

(松永委員長)

大丈夫です。

(黒澤委員)

数値の少ない部分にもちょっと注目していただきたいなと思いました。

特にヘルパーサービスのところがすごく数値が低くて、これは皆さん使い方がわかってないというあらわれなのではないかな。

だからここにチェックが入らないっていう意味なのかなっていうふうに、ちょっと少ない数値持ってみたら、いろんな面で福祉サービスがなかなか皆さんのところに情報として届いてないっていう一面も出てくるのではないかなって思ったら、いろんなところで、福祉サービスの需要が偏っているなっていうふうに、ちょっと読み解けたので、そこら辺もちょっとどこかに記載できる場所があれば、数字ではなくて、文言で記載、注意事項というか、読み方として記入されると、ちょっと次の施策に生かせるのかなとちょっと思い感じたので、そこら辺をご検討願えればうれしいかなと思います。

以上です。

(松永委員長)

ありがとうございます。

では事務局の方で、ご回答ありましたらお願いいたします。

(事務局)

はい、障害政策課の増田です。

ご意見ありがとうございます。

おっしゃる通り、小さな声についてもその原因があったりとか、今回ご指摘の通り、情報が行き渡っていないのではないかと、そういったことを他の設問についても、ご意見いただいているところもございます。

その辺真摯にとらえて、いろいろと幅広く原因を考えながら、分析して計画に生かしていければなというふうに考えております。

以上になります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では、本件よろしく願いいたします。

他に何かご意見ございますでしょうか。

今回の報告書につきましては多くのご意見をちょうだいしておりますので、では、只今みなさんに対するご質問ご意見、お尋ねいたしましたので、ここで一旦終了とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

事務局からも説明がございましたが、この調査報告書について、いただいた意見をもとに、事務局の方で整理等を行っていただくと良いのではないかと思います。

では次の議題に移らせていただきます。

委員からの書面での意見

(駒崎委員)

幅広いたくさんの方のアンケートの作成から結果まで、担当者さんの多くのご苦勞があったことと思います。回答の件数が少なかったりと、回答する側もご苦勞があったことと想像します。アンケート結果が少しでも多く行政に反映できる事を祈るばかりです。私は高次脳機能障害者の家族です。対象者も回答も少なく、残念な思いはあります。40代50代の方も多く、他の障害の方も同じですが、就勞の支援と就勞先の職場の理解を深めるための手立てが欲しいです。職場の人たちにとって迷惑と思われるような事に決してならないよう対応を望みます。

(藤崎委員)

沢山の資料を読み切れないままで委員会にのぞんでしまいましたので、全体の説明がわかりやすかったです。

その中で、以下の三つについて、次期支援計画に反映していただきたいと思います。

- ①代読代筆に関する意思疎通支援事業を福祉サービスとして位置づけてほしい。
- ②視覚障害者に特化した支援センターの設置を検討してほしい。
- ③情報保証について

この三つについて、アンケート結果から必要性が見えてくると思います。

①意思疎通について、問1では、アンケート回答が代理による回答が他の障害に比べてかなり多いことから視覚障害者にとっては、代読代筆の専門の支援者を育成することをふくめた意思疎通支援事業が必須であることがわかります。

地域生活支援事業の福祉サービスとして位置付けていくよう次期計画にもりこんでいただきたいです。

②視覚障害者に特化した支援センターを設けていただきたいでは、問14～18で見られるように視覚障害者の同居家族は、配偶者という回答が多いこと、その配偶者が高齢であることから、いずれはどちらかが欠けてしまいます。その後の相談などは、出ている家族や親せきという回答が多いです。現状親戚などに頼ることは難しいのではと思います。また、問25の就勞では、就勞先を見つけるのにハローワークという回答が少ないことから、視覚障害者の就勞にハローワークでは頼れないことも見えてきます。

視覚障害者の相談・生活・就勞に至るまで総合的にここに電話すれば行ってみれば安心という支援体制を築いていただきたいです。

③問35の情報やコミュニケーションのところでは、困ることがないという回答が多かったですが、障害政策課の説明にもありましたが、ITが進む中、外に出ればタッチパネルの機器やセルフレジなど、視覚障害者一人では、苦勞する現状です。障害別にあった支援体制を計画にもりこんでいただきたいです。

(片山委員)

大量の集計と報告をありがとうございました。

これだけの量のアンケートを集めていますので、t検定やカイ2乗検定などの分析をして有意差などを出した方が、今後制度等考えていく上で、何から取り組んだらよいかなどがわかるかもしれないので、良いのではないかと思います。

(事務局回答)

t検定やカイ2乗検定は、アンケート結果が示す数値の差が意味のある差なのか誤差なのかを判断する基準となるものであり、より信頼度の高い結論を導きだせるものである、と認識しております。

一方で、このアンケートは今後の障害福祉施策の参考とするものであるため障害種別ごとに結果を見ていく必要があります。回答数を障害種別に細分化することで母数が少なくなってしまうっており、検定を行った場合には有意差なしの検定結果が出る可能性があります。このアンケートにおいては有意差の有無にかかわらず、誤差の可能性に留意しながら傾向を見ていくことが重要であると考えております。

(横島委員)

今更ながら、アンケート結果速報版について確認したいことがあります。

市の考えは、手話通訳者・要約筆記者は支援者ではないということによろしいでしょうか。

支援者を含めれば、違った回答をもらえたのではと思いました。

(事務局回答)

意思疎通支援に関するニーズについても把握するために、このアンケートにおいては意思疎通に関する支援者も「支援者」に含めて考えております。選択肢の中に「意思疎通支援者」を追加するなど、回答者が迷うことのないような問い方について、次回アンケートの際に検討してまいります。

3 議題(2)「コロナ禍における困りごと」事例集について

(松永委員長)

議題2 「コロナ禍における困りごと」事例集について事務局から説明お願いいたします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

それでは、議題2 「コロナ禍における困りごと」事例集について説明いたします。

資料9 障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～ を御覧ください。

資料の説明に入る前に、「新しい生活様式における障害者への配慮」や「その啓発」についての、今までの取組みについて、あらためてご説明させていただきます。

令和2年度に開催した市民会議において、新しい生活様式における障害者の困りごとについて検討いただき、権利擁護委員会において、効果的な啓発のために事例集を作成することとなりました。

令和3年3月、令和3年7月の本委員会及び令和3年1月の権利擁護委員会において、意見交換を実施。また、令和2年11月、令和3年3月、6月及び令和4年2月の市民会議において、障害のある方からの事例の提供及び意見交換を行いました。その後、権利擁護委員会におきましては、新しい生活様式における困りごとの事例集の作成についてご協議いただきました。

そして、事例集として完成したものが、資料9 障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～になります。

政策委員会や権利擁護委員会から、様々なご意見を頂戴いたしました。中でも、困りごとに対して、その対応方法や好事例などをわかりやすく掲載するようにご意見をいただき、なるべくわかりやすく編集を行いました。

令和4年6月完成し、さいたま市ホームページをはじめ、Twitterへの掲載と市民への周知を行ったほか、庁内掲示板等も活用し庁内への周知も行ったところです。

令和4年12月の市民会議では、今後の周知方法・周知先について、ご意見をいただきました。詳細については、議題3でご説明いたします。

中身につきましては、事前に配布しているものになるのですが、時間の都合もございまして、詳細な説明できないのですが、こちら事例集の完成につきましてご説明をさせていただきました。

「コロナ禍における困りごと」事例集について の説明は以上になります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして皆様から何かご質問ご意見ございますでしょうか。

ございましたら、挙手をどうぞお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

では次の議題に移らせていただきます。

委員からの書面での意見

(駒崎委員)

コロナ禍により、一層障害のある方、弱者の日頃の普通の生活さえ苦労の連続が鮮明になりました。

私の身近な所で障害者施設の利用者とスタッフさん全員にPCR検査を無償で引き受けてくださった医療機関があり、とても感謝しています。との話を聞きました。行政機関が自らそのような障害者優先の配慮がたくさん拡がる事を期待します。

(山田委員)

・事例集と資料編に分別したことはとても良いと思います。

・「誰もが共に暮らすために」の内容欄に「手話(平易な挨拶程度)講習会等、障害者と少しでも社会生活を共有できる機会を積極的にとりませんか？」等のアピールは載せられないのでしょうか？

※所用で他県に出向いた折、バス停で駅までのバスはあるのか、そこに居合わせた方に尋ねたところ、聴覚障害者であることをゼスチャーで知らされたことがありました。とっさに手話で「ごめんなさい」と答えたのですが、挨拶程度の手話でも身についていれば、コミュニケーションが出来るのだと身に染みた体験があったので。

・3コロナ禍で感じた困りごと

全体的に読みやすくなる観点から

(1) 多くの声が寄せられた困りごとのCASE欄は太字のゴシック等の表記では？

(2) 困りごとの欄もCASE欄は太字のゴシック等の表記では？

(事務局回答)

「誰もが共に暮らすために」の欄は、差別解消や合理的配慮の提供についての背景や考え方を紹介する欄になります。紙面に限りがあるため合理的配慮の事例のみ掲載しておりますが、改訂版や簡易版を作成する際には検討してまいります。また、より読みやすくという点についても検討してまいります。

4 議 題 (3) 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について

つづきまして、議題(3)第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について、事務局から説明を

お願いします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

それでは、議題3 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について説明いたします。

資料10 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について を御覧ください。

1ページと2ページには議題2でご説明したとおり、「障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～」の今後の周知方法・周知先について、いただいた主なご意見を掲載しています。

いくつか、ご紹介させていただきます。

周知方法（媒体）については、

- ・ホームページやSNSだけでなく、市報など紙での周知も行った方がよい。
- ・自治会回覧板
- ・公民館での講習会
- ・マスメディア

といったご意見がありました。

周知先については

- ・中小企業
- ・医療機関
- ・市の職員
- ・指さしボードについて、各店舗へ周知してほしい。

といったご意見がありました。

周知物については、

- ・事例集のボリュームが多い。
- ・場面別にして、周知先ごとに配布するものを変える。
- ・小学生向けに、イラストを用いて概要版をつくる。

といったご意見がありました。

3ページからは、企業に合理的配慮を求めるとしたら、というテーマでいただいたご意見を掲載しています。

令和3年6月4日に、「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、当法律は公布の日から3年以内の政令で定められた日に施行することとされています。

この法改正により、これまで努力義務とされていた民間事業者においても合理的配慮の提供が義務となります。それに伴い、民間事業者から合理的配慮についての問い合わせが増えることが予想されます。そこで、どういった場でどういった配慮がされるといいか、障害のある方からご意見を伺ったものになります。

いくつか、ご紹介させていただきます。

まず、場面を問わずに、同じことを何度も聞くことに寛容に対応してもらいたい、といったご意見がありました。

次に、店舗や窓口における合理的配慮としては、

- ・コミュニケーションボードを配置してほしい。
- ・セルフレジ化しても、店舗には必ず人を残してほしい。
- ・目を見て、理解度の確認をしながら説明をするよう心がけてほしい。

といったご意見がありました。

また、医療機関では、

- ・障害者枠を設けて対応してほしい。
- ・車で順番待ちをさせてもらうなど、配慮をしてほしい。
- ・手間ひまや時間がかかるが、寄り添った対応をしてほしい。

といったご意見がありました。

職場においては、

- ・途中で障害者になっても、復帰できる環境を整えてほしい。

といったご意見がありました。

教育の場面では、

- ・普通学級の先生も、障害に対する理解をしてほしい。
- ・試験においては、受験拒否をせずに障害特性に合わせた回答ができるようにしてほしい。

交通機関では、

- ・公共交通機関で、ヘルプマークのアナウンスをしてほしい。

といったご意見がありました。

第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告についての説明は以上になります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

議題(3)第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について、は以上とさせていただきます。

それでは決められた議題については以上となります。

議題の4として、その他でございますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ挙手でお願いいたします。

はい。

酒井委員どうぞ。

(酒井委員)

はい、鴻沼福祉会の酒井と申します。

ただいまの市民会議での意見についてなのですが、私も先日のこの会議に参加をさせていただきました。このコロナ禍での困りごとの事例集をどのように活用したらいいかということについて、大変幅広く、また斬新な意見もとても多くて、貴重な場だったなというふうに感じておりますが、その皆さんから出された意見をですね、どこまで実現できるかどうかということが、やはり肝心なところではないかなというふうに思います。

そうでなければ、ただ単に聞き置くだけになってしまうわけですし。

もちろん、様々な予算を初め、いろんな制約があるということはもちろん承知をしておりますけれども。

しかし、これらを、一つでも二つでもやはり実施に移すということが、とても市民会議をまた生かして

いくことではないかなというふうに思いますので、その点についてのさいたま市さんの今後の進め方と
いいでしょうか、どのようにお考えかということをお聞かせいただければと思います。

(松永委員長)

はい。

では事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

今回いただいたご意見につきまして、我々としても周知方法・周知先について幅広くしていきたいとい
うふうには考えておりますので、市民会議のテーマをこのように設定させていただいたところもござい
ます。

おっしゃっていただいた通り、なかなかその予算がかかるもの、大量に作成しなければいけない場面な
どもありますので、実現可能なもの、不可能なものも出てきてしまうことはあるのですが、いただいた意
見についてですね、なるべく効果的にできる方法ということ、考えながらやっていきたいと思ってお
ります。

ただ今時点で、これを採用とかっていうことのお話ができないのですが、市民会議のテーマを設定し、
皆様からご意見をいただきましたので、ぜひ皆さんの意見を、活かしていきたいというふうに思ってお
ります。

(松永委員長)

はい。

ありがとうございます。

本当にこの困りごと事例集とてもいい内容になっていますね。

ぜひ有効的にご活用いただきたいと私も願っております。

他にご質問ご意見ございますでしょうか。

ございませんでしょうか。

では特にないようですので、本日の議題は以上とさせていただきます。

委員からの書面での意見

(駒崎委員)

たくさんのご意見があり、感想というより私の意見です。以前から鉄道会社の人員不足により弱者がよ
り利用しにくくなっているのでは？最近ではベビーカー利用者の利用しにくさが取り上げられています。
車いすユーザー利用はどのようになっているか気がかりです。

路線バスの乗り降りは運転手さんが関わってくれます。駅に着いたものの車いすが通れるだけの縁石
の切れ目がなく困ったとも訊きます。

タクシーを拾いたくとも乗車拒否の運転手さんが多いです。自ら降りて車いすを載せるのも清算の際
の障害者手帳の利用による手続きが面倒との意見もありました。

(片山委員)

周知の方法の一つとして、例えば、若い世代になるかもしれませんが、QRコードなどにして、すぐに内容を入手できるようにすれば、配布コストや印刷コストを減らすことができるのではないのでしょうか。提案でした。

(山田委員)

(1) 周知方法

・テーマの特集編の作成、懸垂幕、主要駅での掲示板等予算の問題もあろうかとは思いますが、賛同です。

(2) 周知物

・医療編の作成等、小分けや、ポリューム削減の意見には賛同です。

(3) 場面ごとの事例および配慮例

・教育特支学校では、教員不足から、正規採用をクリアしていない臨時採用の教員が多数いるのが現状です。ゆえに、全ての学校で、障害者理解について、校内研修を年度、1・2回は義務付けるよう、教育委員会の熱意ある指導が重要であると考えます。

5 その他

(松永委員長)

では、事務局より連絡事項がございますので、事務局、お願いいたします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

本日は、長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。大変貴重な意見をいただきましたので、次期障害者総合支援計画策定に活かしてまいりたいと思います。

それでは2点ございます。

1点目が議題1次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果速報版について、です。調査結果報告書はかなりの分量ですので、委員の皆様の中には、現時点ではまだ確認しきれていない方もいらっしゃるかもしれません。もし、追加のご意見がありましたら、資料と一緒に送付しておりました、第2回さいたま市障害者政策委員会 書面表決意見調書をご提出いただければ、追加のご意見として、議事録に記載させていただきます。恐れ入りますが、期限は1月20日までとさせていただきますので、ご意見がある場合は、それまでにご提出をお願いいたします。

2点目が、次回の会議日程についてでございます。

次回は3月17日金曜日の開催を予定しております。

会場や議題について詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

6 閉会

(松永委員長)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「第2回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。